

特別養護老人ホームの設立計画書に関する提出期限等について
(令和5年度審査分)

令和5年5月22日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

特別養護老人ホームに係る老人福祉施設の設立計画書に関する令和5年度審査分の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

特別養護老人ホームについては、「令和5年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、事前審査を行います。

2 今後のスケジュール

社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書は、次の提出期限までに設置予定地を所管する福祉事務所又は高齢者福祉課に提出してください。

なお、市内で新たに社会福祉法人を設立する場合は当該市において設立認可を行います。また、地域密着型の施設を計画する場合は当該市町村においても協議等を行うこととなります。このため、当該市等にも協議書等の提出をお願いします。

(1) 広域型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに係る計画書等提出期限

| | |
|----------------------------------|-----------------|
| 社会福祉法人設立認可等協議書及び老人福祉施設設立計画書の提出期限 | 令和5年8月10日(木) |
| 県福祉事務所等審査委員会 | 令和5年9月～10月(予定) |
| 本庁審査委員会 | 令和5年11月～12月(予定) |

(2) 療養病床からの転換に係る計画書の提出については、随時受付を行いますので、所管の福祉事務所又は高齢者福祉課にお問い合わせください。

ただし、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を希望する場合は、9月29日(金)までに計画書を提出してください。